

# 定期点検要領の策定について

国土交通省 道路局 国道・防災課

課長補佐 たけした やすのり 竹下 康則

## 1. はじめに

平成26年4月14日、社会資本整備審議会道路分科会基本政策部会（部会長：家田 仁 東京大学政策研究大学院大学教授）における調査審議を経て、「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」がとりまとめられた。同提言は、「今すぐ本格的なメンテナンスに舵を切らなければ、近い将来、橋梁の崩落など人命や社会システムに関わる致命的な事態を招くであろう」等と、強い言葉で「最後の警告」を発した。各道路管理者は、今なら間に合う最後の機会であるとの認識で、本格的なメンテナンスに取り組む必要がある。

本稿は、提言がまとめた老朽化対策の課題と目指すべき方向性について示したのち、老朽化対策の具体的な取り組みの1つの定期点検要領の策定について紹介する。

「道路の老朽化対策の本格実施に関する提言」

国土交通省ホームページ ([http://www.mlit.go.jp/road/road\\_fr4\\_000029.html](http://www.mlit.go.jp/road/road_fr4_000029.html))

## 2. 老朽化対策の課題と目指すべき方向性

橋梁の約70万橋のうち約50万橋を管理する市町



写真一 提言手交の写真

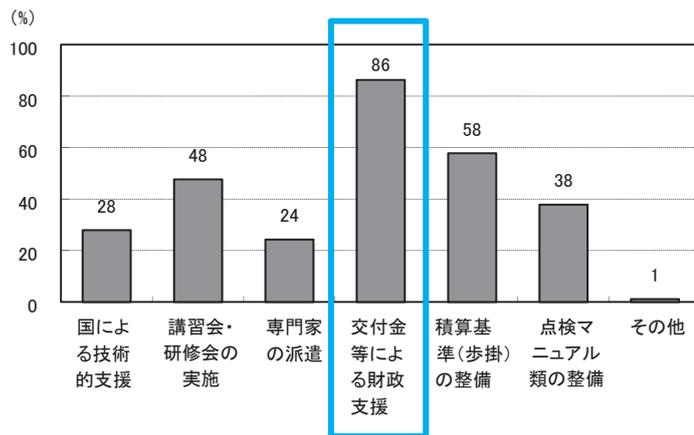
村の役割と責任はますます大きくなっている。

一方で、市町村は、財政、体制、技術の面で課題を抱えており、メンテナンスを着実に行うことが困難な状況にある。

地方公共団体が管理する道路予算については、平成24年度に防災・安全交付金を創設し、橋梁等の点検や修繕事業に重点配分する等の財政支援を実施している。しかし、老朽化対策に関する国への要望を見ると、約9割の市区町村が交付金によるさらなる財政支援を挙げる等、より一層の支援の充実が求められている。

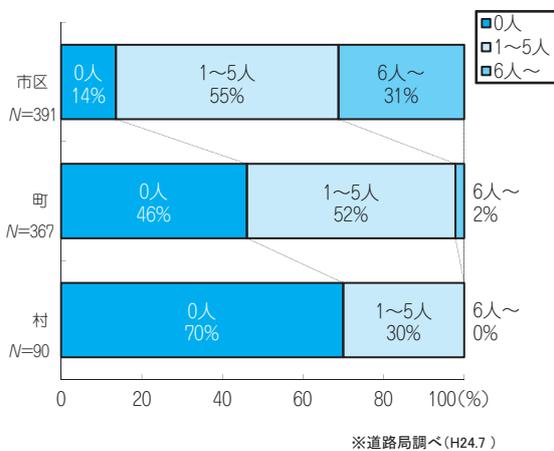
体制面では、町の約5割、村の約7割で、橋梁保全業務に携わる土木技術者が存在しない。さらに、地方公共団体の橋梁点検要領では、遠望目視による点検が約8割に上り、点検の質に問題があった。

以上のことから、多数の施設を管理する地方公共団体には、同時に取り組まなければ解決できな

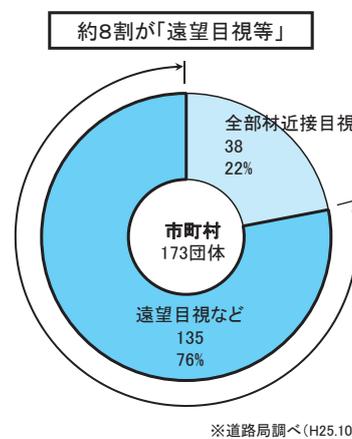


(注) 複数回答あり(有効回答数1,630) 道路局調べ(H24.7)

図一 1 市町村が求める支援策



図一 2 市区町村における橋梁保全業務に携わる土木技術者数



図一 3 地方公共団体が用いている橋梁点検要領の点検方法

二つの根本的課題が存在すると指摘された。一つは、法令に道路構造物の点検頻度や方法の定めがない等、メンテナンスに関する最低限のルール・基準が確立していないこと、もう一つは、厳しい財政や技術者不足等の理由によって、点検・診断・措置・記録のメンテナンスサイクルを回す仕組みがないことである。

そのため、道路の老朽化対策の本格実施に向けて、特に地方公共団体における取り組みを促進させるためには、メンテナンスサイクルの確定（道路管理者の義務の明確化）と、メンテナンスサイクルを回す仕組みの構築、の二本柱で始動すべきとされた。

あわせて、道路の老朽化や取り組みの現状、さらに各道路管理者が維持管理・更新に責任を有すること、必要な予算規模等について、国民・利用

者の理解と支持が得られるよう努めるべきとされた。

### 3. 具体的な取り組み：定期点検要領の策定について

平成25年の道路法改正により、道路法第42条第2項において政令で定めることとされている維持・修繕の技術的基準について、点検に関する基準が含まれるべきとされた。

同年9月2日に改正・施行された道路法施行令を踏まえ、全国約70万の橋梁や約1万のトンネル等を、近接目視により5年に1度の頻度で点検すること等を定めた国土交通省令（以下「省令」という）が、平成26年3月31日に公布、7月1日に施行された。

## 維持修繕に関する省令・告示の規定について

## 省令

## ○道路法施行規則（昭和二十七年建設省令第二十五号）

## （道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

**第四条の五の二** 令第三十五条の二第二項の国土交通省令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 トンネル、橋その他道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物のうち、損傷、腐食その他の劣化その他の異状が生じた場合に道路の構造又は交通に大きな支障を及ぼすおそれがあるもの（以下この条において「トンネル等」という。）の点検は、トンネル等の点検を適正に行うために必要な知識及び技能を有する者が行うこととし、近接目視により、五年に一回の頻度で行うことを基本とすること。
- 二 前号の点検を行ったときは、当該トンネル等について健全性の診断を行い、その結果を国土交通大臣が定めるところにより分類すること。
- 三 第一号の点検及び前号の診断の結果並びにトンネル等について令第三十五条の二第一項第三号の措置を講じたときは、その内容を記録し、当該トンネル等が利用されている期間中は、これを保存すること。

## 告示

## ○トンネル等の健全性の診断結果の分類に関する告示（平成二十六年国土交通省告示第四百二十六号）

トンネル等の健全性の診断結果については、次の表に掲げるトンネル等の状態に応じ、次の表に掲げる区分に分類すること。

区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

※施行：平成26年7月1日

## 参考

## ○道路法（昭和二十七年法律第八十号）

## （道路の維持又は修繕）

**第四十二条** 道路管理者は、道路を常時良好な状態に保つように維持し、修繕し、もつて一般交通に支障を及ぼさないように努めなければならない。

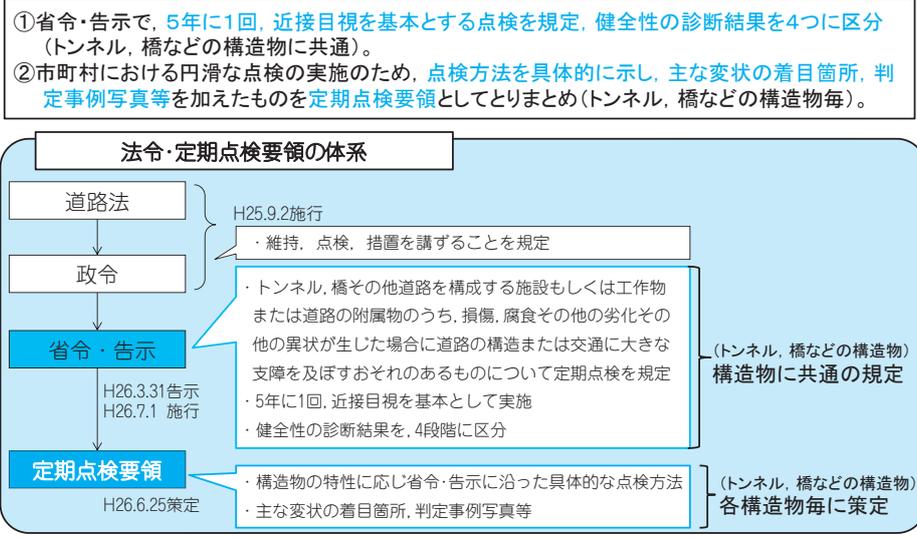
- 2 道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、政令で定める。
- 3 前項の技術的基準は、道路の修繕を効率的に行うための点検に関する基準を含むものでなければならない。

## ○道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）

## （道路の維持又は修繕に関する技術的基準等）

**第三十五条の二** 法第四十二条第二項の政令で定める道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、次のとおりとする。

- 一 道路の構造、交通状況又は維持若しくは修繕の状況、道路の存する地域の地形、地質又は気象の状況その他の状況（次号において「道路構造等」という。）を勘案して、適切な時期に、道路の巡視を行い、及び清掃、除草、除雪その他の道路の機能を維持するために必要な措置を講ずること。
  - 二 道路の点検は、トンネル、橋その他の道路を構成する施設若しくは工作物又は道路の附属物について、道路構造等を勘案して、適切な時期に、目視その他適切な方法により行うこと。
  - 三 前号の点検その他の方法により道路の損傷、腐食その他の劣化その他の異状があることを把握したときは、道路の効率的な維持及び修繕が図られるよう、必要な措置を講ずること。
- 2 前項に規定するもののほか、道路の維持又は修繕に関する技術的基準その他必要な事項は、国土交通省令で定める。



図一 4 省令，告示，定期点検基準の体系

市町村における円滑な点検の実施のため、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を加えたものを定期点検要領としてとりまとめ

コンクリート部材の損傷	さびひわれ	3/4
判定区分 IV	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずる必要がある（緊急措置対応）	
劣化	劣化の劣化部が著しく劣化が進行しており、支保部としての機能も著しく低下している場合	
劣化	主筋に多数のひびわれが生じており、各所で内筋部材の露出が生じていると考えられる場合	
劣化	主筋材の変位など、その損傷が構造物に波及するおそれがある場合、腐食がひびわれが生じている場合	
劣化	下部工の劣や柱に著しいひびわれが生じており、劣化等と判断する可能性も疑われる場合	
注意	さびひわれの原因や部材への影響が容易に判断できない場合には、詳細調査を行う必要がある。	

道路橋定期点検要領

平成26年6月  
国土交通省 道路局

- 道路橋定期点検要領
- トンネル定期点検要領
- シェッド、大形カルバート等定期点検要領
- 橋脚・支保橋定期点検要領
- 円筒型橋脚定期点検要領
- 平成26年6月 国土交通省 道路局

図一 5 道路橋定期点検要領の概要

上記の省令と併せ、トンネル等の健全性の診断結果について同省告示（以下「告示」という）を定め、構造物の機能に着目し、トンネル等の状態に応じ、健全性を4段階の区分に分類することとした。

さらに、市町村における円滑な点検の実施のための技術的助言として、省令および告示の規定に基づいた、具体的な点検方法、主な変状の着目箇所、判定事例写真等を示した定期点検要領を平成26年6月25日に策定した。

「定期点検要領の策定について」  
国土交通省ホームページ ([http://www.mlit.go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000429.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000429.html))

[go.jp/report/press/road01\\_hh\\_000429.html](http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000429.html)

## 4. おわりに

以上のように、国民が安心して使い続けられるよう、道路管理者がすべきこと（ルール・基準）を明確にするため、道路法に基づく点検や診断の基準を規定し、メンテナンスサイクルを確定したことについて紹介した。また、メンテナンスサイクルを回す仕組みの構築についても、引き続き、具体化に取り組むことによって、持続可能なインフラの長寿命社会の形成を目指していきたいと考えている。